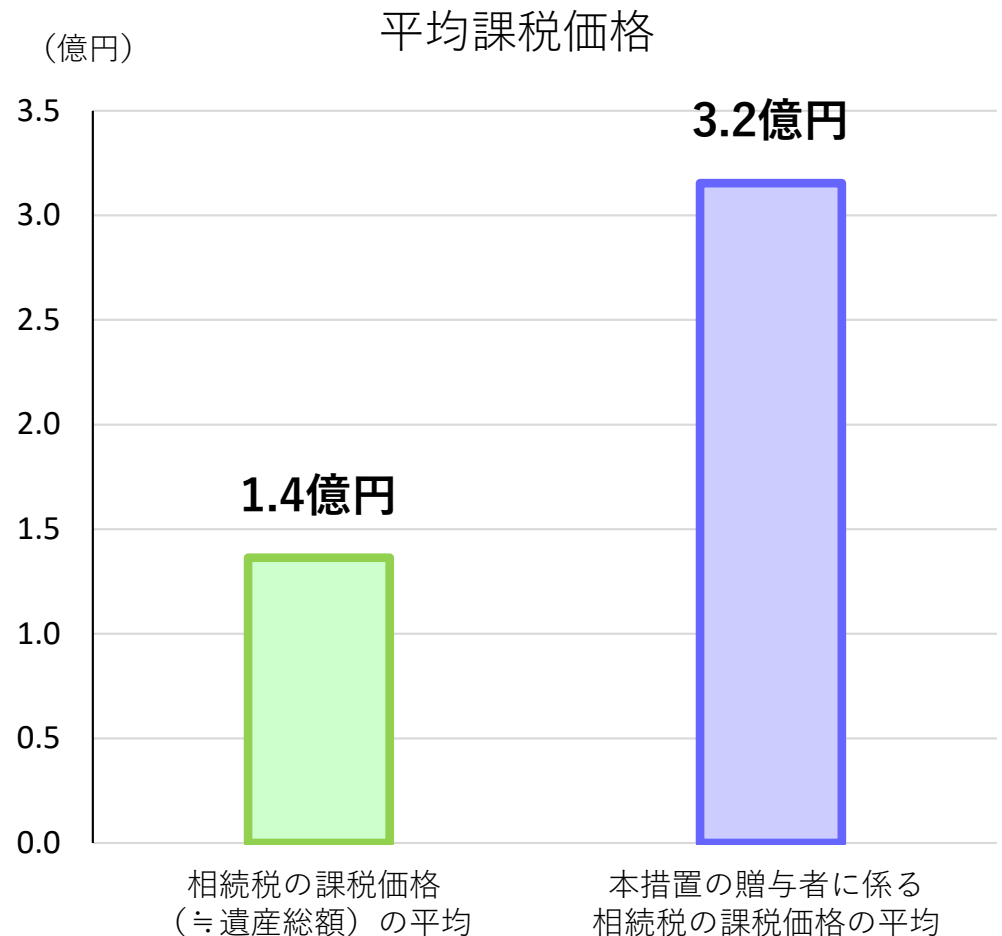
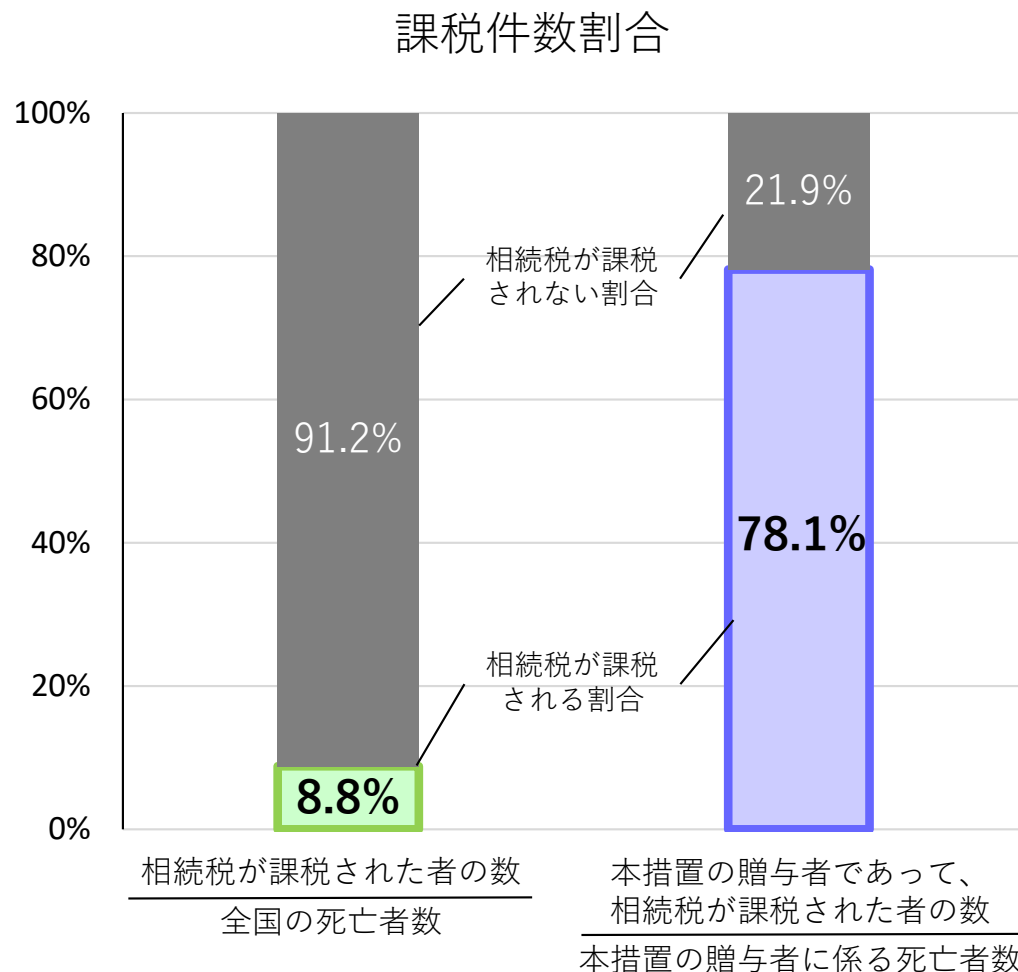


結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約78%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≡遺産総額）の平均は3.2億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。



（参考）結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ（令和2年分）等から作成。
（出典）主税局調べ。

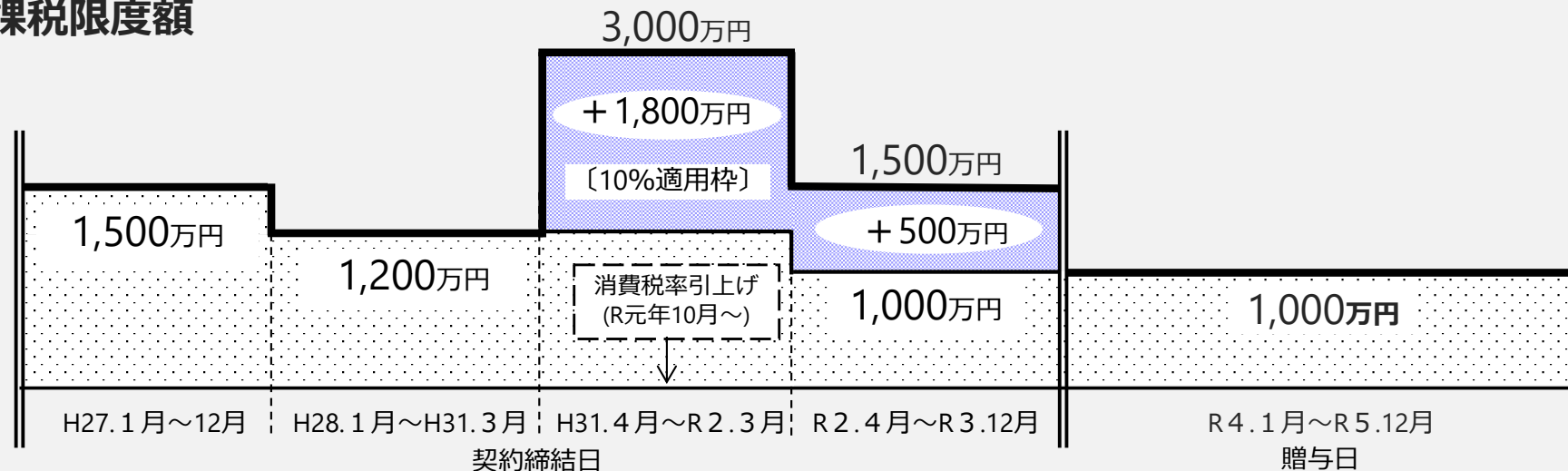
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

- 親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（令和5年12月31日までの措置）

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額

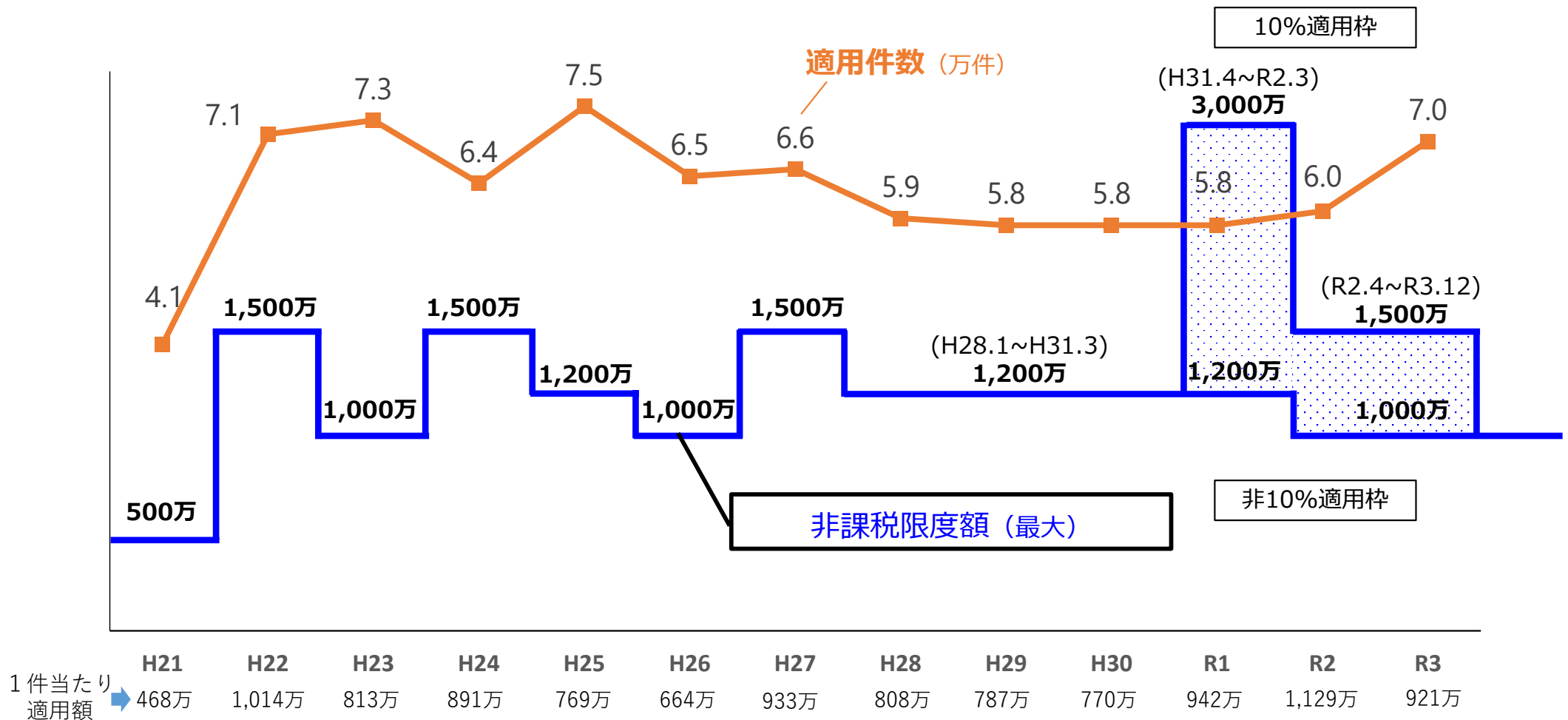


- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
2 受贈者の年齢要件：18歳以上
3 既存住宅は、①耐震基準に適合していること 又は ②昭和57年以降に建築されていることが必要。
4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和5年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用状況

○ 非課税限度額の水準にかかわらず、適用件数はほぼ横ばいで推移。

(参考) 令和3年度の住宅着工戸数(持家・分譲住宅)は、約53万戸。



(注1) 計数は、国税庁の報道発表資料による。

(注2) 非課税限度額は、平成27年から令和3年までは住宅取得等に係る契約の締結時期、それ以外は贈与時期に応じて決まる金額。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

參考資料

第4回政府税制調査会（令和2年11月13日）総会でいただいた主なご意見

- 「老老相続」が進み、高齢世代に資産が偏在するとともに、世代間での資産の移転時期が遅くなっており、早期の移転を促す観点から、資産の移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて議論を進めるべき。
- 相続税の累進回避を防止するため、我が国の贈与税は高い税率が設定されているにもかかわらず、贈与のタイミング等进行操作することにより、富裕層の節税的な行動が可能となっているのは問題。資産の再分配機能の確保の観点から、制度的な対応が必要。
- 現行の法定相続分課税方式は、どのような者の間の公平や再分配を念頭においているのか見えにくい。法定相続分課税方式が導入された頃からの社会的な前提条件の変化を踏まえ、遺産税方式または遺産取得課税方式に立って議論する方がわかりやすいのではないか。
- 中立性や公平性の観点からは、諸外国のように、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税する仕組みが望ましい。ただ、制度面だけでなく、贈与の際の税務当局への申告の方法や、税務当局における資産の累積状況の把握など、執行面にも配慮して検討する必要。
- 相続時精算課税制度は中立性の観点からは暦年課税よりも優れているが、暦年課税との選択制であり利用が進んでいない。現状を分析し、税負担が一定となることで移転時期を気にせずに贈与ができる環境を整えるべき。
- 贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では何らの税負担も求めない制度となっており、資産を有する層とそうでない層との間で、格差の固定化を助長する面がある。政策効果を踏まえつつ、見直しが必要ではないか。